

○和歌山市長等の倫理に関する条例

平成15年10月3日
条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることにかんがみ、その受託者である市長、副市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)の倫理の保持に必要な事項を定めることにより、公正な職務の執行を促し、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(市長等の倫理基準)

第2条 市長等は、前条の目的を達成するため、次に掲げる倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として品位と名誉を害する行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市が締結する契約又は行政庁の処分に関し特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 常に市民全体の利益のみを追求し、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (4) 政治活動に関し個人、企業等から道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

(和歌山市倫理審査会の設置)

第3条 市長等の倫理に関する審査、調査等を行うため、和歌山市倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織及び委員)

第4条 審査会は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市民の調査請求権等)

第8条 市民は、市長等が第2条に規定する倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、その証拠資料を添付し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する者3,000人以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、調査を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査の請求がなされたときは、直ちに審査会に調査を求めなければならない。
- 3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、その内容を第1項の規定による請求をした代表者に通知しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による調査報告書の提出を受けたときは、その要旨を速やかに公表しなければならない。

(調査報告書の保存及び閲覧)

第9条 市長は、前条第3項の調査報告書をその提出を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている調査報告書の閲覧を請求することができる。

(市長等の協力義務)

第10条 市長等は、審査会の要求があるときは、審査若しくは調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならない。

(是正の要求等)

第11条 審査会は、市長等が審査会に対し、事実と異なる説明をし、審査若しくは調査に協力せず、又は審査会の調査報告書の要旨の公表を怠っていると認めるときは、期限を定めてその是正等を市長等に求めることができる。

- 2 審査会は、市長等が期限までに正当な理由がなく前項の是正等をしないときその他必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。この場合において、審査会は、市長等に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

(信頼回復のための措置)

第12条 市長等は、審査会の調査報告書において市長等の行為が倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、市長等自ら市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。
(辞職勧告等)

第13条 審査会は、市長等が前項に規定する措置を講じないときは、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会が前項の勧告をする場合は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、委員全員の同意を必要とするものとする。

3 市長等は、第1項の勧告がなされた場合は、当該勧告の内容を尊重しなければならない。
(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(罰則)

第15条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 この条例による改正前の和歌山市特別職報酬等審議会条例第2条、和歌山市長等の倫理に関する条例第1条、特別職給与条例第2条から第4条まで及び別表、和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条、和歌山市職員等旅費支給条例第13条、別表第1及び別表第2、特別職の職員の退職手当に関する条例第2条、第4条及び第6条並びに和歌山市職員の退職手当に関する条例第18条の規定は、収入役が在職する限り、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正前の次に掲げる条例の規定中「助役」とあるのは「副市長」とする。

(1) 略

(2) 和歌山市長等の倫理に関する条例第1条

(3) から(6)まで 略